

第3回住民・福祉・教育小委員会（議事概要）

日時 平成14年6月11日（火）PM1:30~PM3:45

場所 アグリセンター大宮

出席者 13人（欠席1人）

主な議題

- （1）協議第1号 合併協定項目の調整方針(案)について
- （2）協議第2号 協定項目 19-15 保健衛生の取扱い
- （3）協議第3号 協定項目 19-20 学校教育の取扱い
- （4）次回の議題について
- （5）次回の小委員会の日程

議事経緯

委員長あいさつ

会議成立確認

議題

- （1）協議第1号 合併協定項目の調整方針(案)について
・・・確認（総務・企画・議会小委員会では別途協議）
（建設・産業小委員会では確認済み）

合併協定項目の調整方針（全文）

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町の合併協定項目の調整を行うにあたり、次のとおり調整方針の原則を定め、作業の指針とします。

基本的理念

合併を新たなまちづくりのスタートと位置づけ、新たな時代の行政需要に応え効率的な行政サービスが行い得る体制整備を図りつつ、今までの各種施策を再構築し、住民福祉の向上を目指すことを理念とし、すべての事務事業を調整します。この際、6町のこれまでのまちづくりの歴史と特色に配慮しつつ、広範囲な行政区域が均衡ある発展ができるよう、配慮することに努めます。

調整方針

1.（住民福祉向上の原則）

現在、6町で行っている各種住民福祉施策については、市制移行後も基本的にサービスを低下させないことを原則とします。そして、整理統合が可能な類似の事業及び同様の代替的な事業に集約できる事業については速やかに見直しを行い、より充実した住民福祉施策の構築を目指します。

2.（負担公平の原則）

使用料、手数料、各種税金、負担金など住民が直接負担するものについては、諸法令等に従い公平で公正な負担となるよう、激変緩和に配慮しつつ調整に努めます。

3.(健全な財政運営の原則)

合併後の各種施策の実施が将来にわたり円滑に推進できるよう、合併を機に財政の再編成を行い、財源の安定的な確保を図るとともに、健全な収支のバランスが保てる財政運営を目指します。

4.(行政改革推進の原則)

行政機構の再編成を行い、より効率的で機能的な組織の改革に努め、これからの行政需要に対応し得る広範かつ専門的な組織づくりに努めるとともに、各種施設の有効利用を進めることにより住民生活の利便向上に努めます。

5.(適正規模準拠の原則)

新しい自治体の規模にふさわしい各種事務事業の規模について、既存の事業の内容を見直し、適正な規模となるよう、調整します。

6.(一体性確保の原則)

市制移行後、引き続き住民票等の交付・証明事務、福祉サービスの継続利用、各種施設の利用、産業振興施策の推進、上下水道等生活関連基盤の安定的な稼働等住民生活に係わる事項については混乱をきたさないよう速やかな一本化に努め、円滑にサービスが提供できるよう努めます。

主な意見

委員 先日の建設・産業小委員会の次の日の新聞報道では、小委員会での決定が協議会での決定のようにとれる内容だったが、事務局の見解はどうか。

事務局 最終決定は協議会での確認となる。

委員 先進事例の多くは、一体性確保の原則が1番に書いてあるのに、ここでは6番目となっているがなぜか。

事務局 一体性を確保するのは、自治体としては当然のことだが、この方針(案)は順番というものを意識した番号付けとはしていない。

委員 新市建設計画策定小委員会の概要に、「他の小委員会は新市になる場合の事務についての一元化調整等を専門的に」とあったが、事務的な調整だけが小委員会の役目なのか。

事務局 合併協議会で、全てを調整するのは困難なので、専門的に調整していただくため小委員会が設置されている。小委員会としての理念など活発なご意見をいただければありがたい。また、この小委員会から新市建設計画策定小委員会に出ておられる委員さんにより、この場の総意を計画に反映できるような仕組みとしており、また事務局としては委員の貴重な意見を、その後の資料等に反映させるよう努力したい。

委員 この方針(案)と新市の建設計画の策定方針との関係はどうか。また、この方針(案)の内容に、住民の意向・要望等を協議の中で尊重する上で大事である、この地域の課題・特性が表現されるべきと考えるがどうか。

事務局 建設計画の策定方針と合併協定項目の調整方針(案)は重なり合うもので、現状を踏まえてすり合わせをして行かなければならない。また地域の特性等について配

慮をしており、理念の中の「まちづくりの歴史と特色に配慮しつつ、広範囲な行政区域が均衡ある発展ができる」という部分が、地域の大きな特性等を表現できていると考えている。

(2) 協議第2号 保健衛生の取扱いについて・・・確認

(3) 協議第3号 学校教育の取扱いについて・・・確認

主な意見

委員 新市になった場合の、通学区域の問題や学校の統廃合の問題は、どこで議論されるのか。

委員 学校の問題は、協定項目の19-19に小中学校、幼稚園の通学区域の取扱いというのがあるので、これから先に話し合う場所があるのではないかと。

事務局 この小委員会での議論になる。

委員 6町は、新しいまちになるのだから、この場が学校教育についてどうして行くんだということを話し合う場所ではないのですか。3号委員さんをはじめ、意見を出す場があるのか。

委員 細かいところまでの議論はとてもできないと思うので、問題点を指摘して新市で考えてもらうという協議の仕方もある。

委員 住民の不安に思っていること、新市の教育等に対する理念について議論すべきではないのか。法律で決まった事務などの調整に貴重な時間を使うのはどうか。

事務局 事務局としては、事務を新しい自治体に移行させて行かなければならないという重要な役目を負っているので、行政内部でその調整をし、委員の方々にお計りできる資料等を用意しなければならない。難しいテーマについては調整中であり、今後出させていただく。

委員 法律等で規定された事務など簡易なものは、一定任せるので説明は不要。質問があれば質す。また調整しなければならない重要なものは早く出してほしい。

委員 病院や幼稚園といった、委員に分かりやすいところから、また議論の難しい問題から入ってほしい。

委員 住民の代表として、重荷を背負った中で議論していけるものを出してほしい。

事務局 すべての事務事業のリストアップは、近くほぼ出来上がる見込み。確認だけで済むものは、そのように仕分けしするなど工夫をして出していきたい。

委員 住民の意識調査の結果については、新市建設計画策定小委員会だけで検討されるのか。

事務局 意識調査については、協議会で全委員に御議論いただくに際し、住民意見を参考にさせていただけるよう行ったものであり、かつ新市の建設計画作りにおいて、住民の新市に対する思い、期待、不安を把握しておくという2点の観点で実施した。結果については、合併協議会本体で報告させていただく。

(4) 次回の議題について

協定項目の協議について（調整案のできたものから順次提案したい）

主な意見

委員 資料の中で、調整結果のところに現行のままで新市に継承とあるが、今後調整結果のところは、どのように分類されて提出されるのか。

事務局 調整案と、この案がどういう考え方で整理されたかという理由を付して、議論しやすいようにしたい。

(5) 次回の小委員会の日程

第4回住民・福祉・教育小委員会

日程 平成14年7月11日(木) 午後1時30分

場所 弥栄町役場2階大会議室

文責 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局
(速報のため、事後修正の可能性あり)